

「ああ！

そういうことだったんだ！』

・・・よくある「誤解による相談事例」・・・
年金記録編

このパンフレットは、お客様から寄せられる、年金制度に関する単純な誤解や勘違いによる質問などの中で、簡単な説明ですぐにご理解や納得いただけた事例を集めて簡潔にまとめています。

年金制度をより深くご理解いただくきっかけとしてご活用ください。

(1) 国民年金記録

よくある
相談

年金手帳では昭和35年10月1日加入となっているのに、日本年金機構の年金記録では昭和36年4月1日加入となっているのはなぜですか？



国民年金保険料の納付は昭和36年4月から始まりました。

昭和35年10月から昭和36年3月までは、国民年金法の準備期間となり、保険料の納付は昭和36年4月から始まりました。

したがって、年金の加入記録は「昭和36年4月1日加入」と表示しています。

よくある
相談

結婚してサラリーマンである夫の被扶養配偶者であったのに、昭和61年4月までの国民年金第3号被保険者の記録が漏れています。



国民年金第3号の制度は昭和61年4月から始まりました。

昭和61年3月までは、厚生年金保険加入者の被扶養配偶者となっている場合には、国民年金への強制加入義務はなく、任意加入とされていました。（任意加入をしていなくても、「カラ期間」※1として年金の受給資格期間に含めることができます。）

※1.「カラ期間」：受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れるが、年金額には反映されない期間のことです。

よくある
相談

国民年金第3号被保険者である妻の保険料は、夫の給料から天引きされるかたちで納付しているのではないのですか？



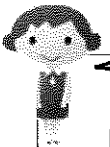
夫のお給料から天引きされているわけではありません。

国民年金第3号被保険者※2の方の保険料は夫の加入する被用者年金制度から拠出金として負担されていますので、自ら保険料を納付する必要はありません。

※2. 国民年金第3号被保険者の期間は「保険料納付済期間」となります。

よくある
相談

厚生年金をかけている夫に扶養されている妻も、厚生年金に加入しているはずでしょうか？



厚生年金保険の加入者は、働いている本人だけです。

厚生年金保険加入者の被扶養配偶者は、昭和61年3月までは、任意加入期間※3として、昭和61年4月以降は、国民年金の第3号被保険者として加入していただくこととなります。※4

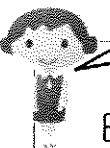
※3 任意加入の手続きをされていない場合は、「カラ期間」になります。

※4. 妻が第3号被保険者に該当した時は、夫の勤務する会社の事業主経由で年金事務所に届出が必要です。

(2) 厚生年金記録

よくある
相談

厚生年金保険被保険者証では昭和17年1月1日加入となっているのに日本年金機構から送られてきた記録には昭和17年6月1日加入となっているのはなぜですか？



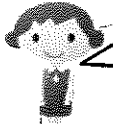
厚生年金保険料の納付は昭和17年6月から始まりました。

昭和17年1月に創設された「労働者年金保険法」※5は、昭和17年5月まで施行準備期間とし、昭和17年6月から保険料の徴収を開始しました。

※5 「労働者年金保険法」は、昭和19年10月より「厚生年金保険法」に改称されました。

よくある
相談

厚生年金記録では、昭和19年10月から加入となっていますが、それ以前から会社に勤務していたので記録漏れでしょうか？



昭和19年10月から事務職の方や女性も厚生年金保険に加入できるようになりました。

厚生年金保険法では過去に度々、適用業種の拡大を行っており、昭和19年6月から事務職の方や女性の適用受付を始め、昭和19年9月までを準備期間とし、昭和19年10月より保険料の徴収を開始しました。

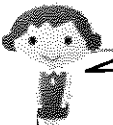
ちなみに同時期に、常時5人以上の従業員がいる法人事業所も厚生年金保険の適用事業所になりました。

(参考)

- 昭和28年～教育、医療、福祉、通信、土木、建築等の業種を適用業種に追加
- 昭和61年～サービス業、農林水産業の業種を適用業種に追加
- 昭和63年～従業員が1人以上の法人事業所を適用事業所に追加

よくある
相談

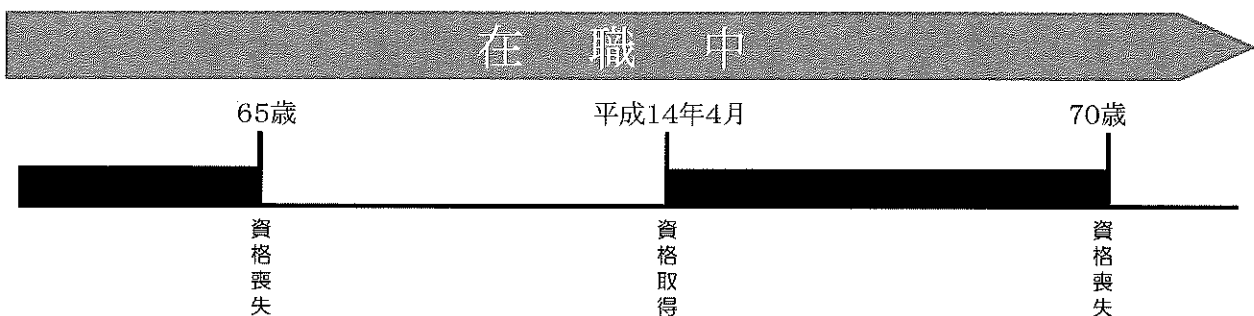
65歳以降も引き続き勤務していたのに、厚生年金記録を確認すると65歳で退職した扱いになっているのはなぜですか？



厚生年金保険に加入できる年齢には上限が定められています。

昭和61年4月から平成14年3月までは、法律上、65歳到達をもって厚生年金保険の資格は喪失することとされていたため、上限年齢以降に引き続き会社にお勤めであった場合でも、厚生年金保険の記録はありません。(保険料の徴収も行われておりません。)

平成14年4月1日以降は、70歳まで加入できるように制度が変わったため当時65歳以上70歳未満(昭和7年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方)で在職中の方の厚生年金記録は、途中途切れて平成14年4月1日付けで再加入となっています。



よくある
相談

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と給与明細を見比べてみると、給与は残業代などで毎月変動しているのに、標準報酬月額が変わっていないのはおかしいのではないのでしょうか？



標準報酬月額の変更は原則1年に1回です

標準報酬月額は、毎年4月～6月に支払われた給与総額（税引き前）の平均で決められ、その後は、基本給や諸手当などの固定的賃金の変動によって標準報酬月額に2等級以上の差が生じ※6なければ翌年まで改定されません。したがって、実際にその月に受け取っていた給与額と異なる場合があります。

※6 変動月から3ヵ月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額とに2等級以上の差が生じる場合

よくある
相談

平成15年3月以前の賞与の記録が漏れています。



平成15年3月以前の賞与については、年金記録に記載されません。

平成7年4月から平成15年3月までの間も賞与から「特別保険料」をご負担いただいておりますが、年金額計算の基礎とはならないため、年金記録に賞与の額は記載しておりません。平成15年4月以降は、総報酬制が導入されたため「標準賞与額」として記載しております。

よくある
相談

若い頃に会社で働いていた期間について、記録では脱退手当金を受け取った事になっていますが、わたしの年金手帳には脱退手当金に関する事は何も記載されていません。
これは脱退手当金を受け取っていない証拠になるのでは？



脱退手当金を支給した旨は「厚生年金保険被保険者証」に「ゴム印」等に表示することになっていました。

脱退手当金の支給について、年金手帳に何らかの記載や表示をする事務の取り決めは、昔も現在もありませんが、厚生年金加入記録に脱退手当金を受け取った記録がある方で、働いていた当時の「厚生年金保険被保険者証」に（脱）の表示がない場合は、年金記録が訂正される場合がありますので、最寄りの年金事務所に御相談ください。



日本年金機構

Japan Pension Service

<http://www.nenkin.go.jp>

(2010.8)